

①基本要件 しおり2ページを合わせて確認

- ア：自分が住むための住宅を久留米市内に取得して、市外から直接その住宅に住所を移した。
⇒しおり2ページ(1)A. 直接移住者に該当
- イ：市外から転入後2年以内に住宅取得の契約をし、その日から原則1年以内にその住宅に住所を移した。
⇒しおり2ページ(1)B. ステップ移住者に該当
- 住宅を取得した日は、平成27年7月1日以降である。
- 久留米市への転入直前1年以上、久留米市外の市区町村に住民登録していた。
- 基準日から1年以内である
(例：基準日*が令和4年12月15日の場合、申請期限は令和5年12月14日まで)
※基準日とは、取得した住宅の所有権登記日または当該住宅への住民登録日のいずれか遅い日付

以上のアまたはイに該当し、その他3項目すべてにチェック☑が付いた場合

・・・ **基本額 5万円**

★注意：該当しない項目が1つでもある場合、補助の対象にはなりません。

-----基本条件を満たしたら-----

②加算額の確認

- 小郡市・大川市・うきは市・大刀洗町・大木町から転入 …… 以下の加算なし
(基本額のみ)

- 中学生以下の子どもと同居している又は出産予定がある …… +20万円
⇒しおり3ページAを確認
- 三大都市圏および福岡都市圏からの転入 …… +5万円
⇒しおり3ページBを確認
- 三世代の方が久留米市内に居住されている …… +5万円
⇒しおり3ページCを確認
- 市内に就業している方が転入 …… +5万円
⇒しおり3ページDを確認

加算額 万円

(最大25万円)

合計金額 万円

*30万円を超えた場合は、30万円まで